

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有 効 期 間	一種(令和14年3月31日まで)
警 察 庁 丁 規 発 第 1 4 4 号 令 和 8 年 9 月 1 7 日 警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長	

歩行者利便増進道路制度の運用に係る留意事項について（通達）

道路法に規定される歩行者利便増進道路制度の運用については、「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う交通警察の対応について（通達）」（令和2年12月14日付け警察庁丙規発第24号）、「道路法等の一部を改正する法律等の施行に伴う対応に係る細目的事項について（通達）」（令和8年3月31日付け警察庁丁規発第67号）に基づき、道路管理者との協議や道路使用許可等に係る運用を行ってきたところである。

今般、「規制改革実施計画」（令和8年7月21日閣議決定。別添参照）において、歩行者利便増進道路制度における利便増進誘導区域の指定に係る協議の際の審査の円滑化を図ることや、当該制度において道路使用許可が必要となる場合、その許可に係る期間を合理的な理由なく申請に係る期間より短期間としないことなどが盛り込まれた。

各都道府県警察においては、規制改革実施計画の内容及び当該制度の趣旨を踏まえ、下記の点に留意の上、道路管理者と緊密に連携し、引き続きその対応に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達については、国土交通省道路局と協議済みである。

記

- 1 歩行者利便増進道路制度における道路使用許可の期間について
歩行者利便増進制度の活用など、地域活性化に資する道路使用許可の申請がなされた場合は、当該制度の趣旨等を踏まえ、当該行為の形態や交通に与える影響等を考慮した上で、許可の期間を合理的な理由なく申請の期間より短期間としないこととし、その旨を各都道府県警察のホームページ等に掲載するなどの方法により公表すること。
- 2 利便増進誘導区域の指定に係る手続の円滑化について
今般閣議決定された「規制改革実施計画」において、歩行者利便増進道路制度に係る道路占用許可について、利便増進誘導区域の変更の協議を円滑化し、道路管理者において、道路占用許可申請者からの希望等も踏まえて柔軟に利便増進誘導区域を変更できるようにするための措置を講じることが盛り込まれた。
各都道府県警察においては、同制度に係る道路占用許可及び道路使用許可の申請手続の円滑化に資するよう、道路管理者と必要な調整を図り、適切に対応すること。

【別添】「規制改革実施計画」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）（抄）

Ⅱ 実施事項

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る

(1) 地方活性化・人手不足対応

5 歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成

		・農業協同組合が、圃場への農機の出入りや圃場内での農機操作の指導などの営農指導の一環として農機の運送を担う場合には、当該営農指導において、圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該運送行為が営農指導と密接不可分で、その業務の過程に包摂され、独立性を有しないと考えられることから、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合には、貨物自動車運送事業法第 3 条に基づく許可は要しない。 ・上記について、農業協同組合以外の主体であっても、営農指導と同様の事業を行うに際し、圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該事業と密接不可分で、当該事業の過程に包摂され、独立性を有しない形で農機の運送を行うと認められるときには、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合に、貨物自動車運送事業法第 3 条に基づく許可は要しない。		
5	歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成	地方公共団体が魅力ある都市空間の形成に取り組む中で、道路占用制度（行政財産である道路の特別使用（道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）と一般使用（一般交通の用に供することをいう。）との調整を図るため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき、道路の特別使用をしようとする場合において、道路管理者の許可を必要とする制度をいう。）においては、道路にオープンカフェ等を設置する際に、道路法第 33 条第 1 項に定める無余地性の基準（道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可するという基準をいう。以下同じ。）が適用され、賑わい空間の創出に資するものであっても、道路の敷地外での設置が可能であると判断された場合には、許可が与えられないなどの課題があったことを踏まえ、令和 2 年 11 月には、道路法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 31 号）の施行により、歩行者利便増進道路制度（「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指し、道路法第 48 条の 20 第 1 項に基づき、道路管理者が、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利	a～c：令和 8 年度 上期措置	a, b：国土交通省 c：警察庁

		便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資する道路を「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」として指定する制度をいう。以下同じ。）が創設され、道路法第 33 条第 2 項第 4 号の規定により、歩行者利便増進施設等（同法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 16 条の 3 で定めるものをいう。以下同じ。）であって、同法第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき道路管理者が指定した歩行者利便増進道路（同法第 48 条の 21 の技術的基準に適合するものに限る。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設置されるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用許可については、無余地性の基準の適用を除外し、歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができる許可基準の特例を新たに認めることとし、令和 7 年 3 月末時点で、全国 32 都道府県、64 市区町村で活用されている。 一方、歩行者利便増進道路制度に係る道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可（以下「道路占用許可」という。）を申請する者（以下「道路占用許可申請者」という。）にとっては、以下の点が課題となっており、同制度の円滑な活用の妨げになっているとの声がある。 ・道路管理者が利便増進誘導区域を、賑わい創出のための取組内容に合わせて変更する際には、協議に時間を要することから、道路占用許可申請者が希望する時期に、道路管理者において、利便増進誘導区域を変更することができず、賑わい創出のための取組の実施の妨げになっていること。 ・許可申請に対する標準処理期間が 2 週間程度であるにもかかわらず、彫刻等の美術品が歩行者利便増進施設等として設置が可能となる工作物、物件又は施設に該当するかが不明確であり、設置の可否の確認に数か月を要するとともに、予見性が乏しいこと。 また、同制度に係る道路占用許可において、例えばイベントにおける露店の設置など、当該道路占用許可に係る行為に関し、道路使用許可（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項に規定する許可をいう。以下同じ。）も必要となる場合があるが、当該道路使用許可について、当該道路使用許可を申請しようとする者（以下「道路使用許	
--	--	---	--

		可申請者」という。)が道路の特別使用を希望する期間よりも短い期間しか許可されないことから、短期間に繰り返し申請せざるを得ず、イベントの実施の障害となっているとの声もある。 こうした状況を踏まえ、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間を構築し、地域活性化を促進する観点から、歩行者利便増進道路制度の活用促進並びに同制度に係る道路占用許可及び道路使用許可の申請手続の円滑化のため、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、警察庁の協力を得て、歩行者利便増進道路制度に係る道路占用許可について、利便増進誘導区域の変更の協議を円滑化し、道路管理者において、道路占用許可申請者からの時期に関する希望等も踏まえて柔軟に利便増進誘導区域を変更できるようにするため、今後変更の可能性のある複数の利便増進誘導区域の案を一括して検討することが可能である旨を、道路管理者や地方整備局等に対する通知において明確化するなど、必要な措置を講ずる。 b 国土交通省は、彫刻等の美術品が歩行者利便増進施設等に含まれることについて、国土交通省ウェブサイトにおいて明確化するとともに、道路管理者や地方整備局等に対して通知する。 c 警察庁は、都道府県警察本部を通じて各警察署に対し、道路使用許可が必要となる場合において、当該道路使用許可に係る行為が、歩行者利便増進道路制度の活用など、地域の活力の創造に資する場合には、当該行為の形態や当該行為が交通に与える影響を考慮した上で、道路使用許可期間を道路使用許可申請者が道路の特別使用を希望する期間よりも短期間とせざるを得ない合理的な理由がない限り、当該道路使用許可申請者が道路の特別使用を希望する期間の許可をしなければならない旨を通知するとともに、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト等において公表するなど、必要な措置を講ずる。	
6	指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 1 項により、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、都道府県公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならないが、同法第 89 条第 1 項により、免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならないが、同法第 97 条の 2 第 1 項により、同項第 2 号に該当する指定自動車教習所（同法第 99 条第 1 項に基づき、都道府県公安委員会が指定した自動車教習所（同法第 98 条第 1 項に規定する、免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に	a：措置済み b：令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和 8 年度措置 a～c：警察庁